


資料3

## 事業所等運営に関する 基本的な事項について② (報酬請求等)

GIFU CITY

1



## 障害児通所給付費等算定に係る 体制等について

### 届出について

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)については、利用者や指定障害児相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

GIFU CITY

2



## 減算について

加算等が算定できない状況が生じた場合又は加算等が算定できなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

また、この場合において届出を行わず、請求を行った場合は不正請求となり、支払われた給付費は不当利得となるので、事業所は過誤調整若しくは返還措置を講ずることとなり、悪質な場合は指定の取消や効力停止処分となります。

GIFU CITY

3



## 年度初めの特例について

前年度1年間の実績等を踏まえて届出る基本報酬や加算については毎年4月15日(閉庁日の場合はその前の開庁日)までに届出ることとしておりますが、指定障害児通所支援の報酬で前年度実績が必要な報酬は以下の2点です。

- ①児童発達支援の基本報酬(小学校就学前の者の占める割合が70%以上であるか否か)
- ②児童発達支援、放課後等デイサービスの看護職員加配加算(主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る)

GIFU CITY

4



そのほかの加算  
＝前年度実績を踏まえたものでない

4月15日までに届け出があっても4月1日に遡って算定することはできず、「届出について」に記載のとおり、通常の届出として5月1日からの算定となります。

※福祉・介護職員等処遇改善加算については毎年厚生労働省が発出します、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の中で、年度当初の特例として4月15日までに計画書等を提出することとされています。

GIFU CITY

5



## 定員超過減算について

①1日当たりの利用実績による取扱い

### A 利用定員50人以下の場合

利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合、当該1日について障害児全員につき減算。

例：10人定員 × 150% = 15（小数点以下が生じる場合は切り上げる）

15を超える、**16人以上の利用で減算**

GIFU CITY

6



## B 利用定員51人以上の場合

- I. 利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じる。
- II. Iに25を加える。
- III. IIに利用定員を加える。
- IIIの数を超える場合、当該1日について障害児全員につき減算。

例: 54人定員 - 50 = 4

4 × 25% = 1 (小数点以下が生じる場合は切り上げる)

1 + 25 = 26    26 + 54 = 80

80を超える、**81人以上の利用で減算**

GIFU CITY

7



## ② 過去3月間の利用実績による取扱い

直近過去3月間の障害児の延べ数が利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算。

	延べ利用者数	月の定員
6月	274人	利用定員10人 × 開所日数22日
7月	286人	利用定員10人 × 開所日数23日
8月	291人	利用定員10人 × 開所日数23日
合計	851人	680人
	$851 > 680 \times 125\% = 850$	

GIFU CITY

8



850人を超えた851人を受け入れているので、9月の1月間が減算となる。

減算とははならずとも、重症心身障害児以外を対象とした10人定員の事業所であれば、**11人から19人の受け入れでは有資格者を3人配置しなければなりません。**

児童発達支援センターで54人定員のところ、**60人の受け入れでは有資格者を14人ではなく、15人配置しなければなりません。**

受け入れた障害児の数に応じた配置ができていないと**人員欠如**となりますので、ご注意ください。

GIFU CITY

9



## 福祉・介護職員等処遇改善加算等について


＜実地指導でよくある指摘事項＞

・福祉・介護職員の資質の向上を支援するための研修を実施していても、研修計画等が作成されていない。

・処遇改善計画の内容を周知したとされるものの、周知されていることを確認する記録がない。

GIFU CITY

10




[注意事項]

- ・特定処遇改善加算 I の配置等要件である福祉専門職員配置等加算が算定できなくなったときには必ず計画の変更を届け出てください。
- ・処遇改善加算や特定処遇改善加算を算定する場合は、算定予定も含めて障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)に記載、申請をしてください。「サービス内容に関する事項」の中に、**算定の有無、職場環境等の要件の有無**を選択する箇所があります。

GIFU CITY

11



## 常勤換算の考え方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{当該従業者の} \\ \text{1週間の} \\ \text{勤務延時間数} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{常勤の従業員が} \\ \text{1週間に} \\ \text{勤務すべき時間数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{当該従業者の} \\ \text{常勤換算} \\ \hline \end{array}$$

例

常勤の従業員が勤務すべき時間数＝40時間の事業所において、

- ① 週40時間勤務1人のみの場合 = 40H/40H = **常勤換算 1**
- ② 週40時間勤務1人＋週30時間勤務1人(計2人)の事業所の場合  
 = (40H + 30H) / 40H = 1.75 → **常勤換算は1.7**  
(少数点第2位以下切り捨て)

GIFU CITY

12

## 児童指導員等加配加算

人員配置基準に加えて、対象職種従業者を**常勤換算で1以上**配置すると届出た場合に算定できる加算です。

強度行動障害研修修了者は人員配置基準の児童指導員に算入できませんが、児童指導員等加配加算の児童指導員等に算入できます。

例

人員配置基準(定員10人)		児童指導員等加配加算
<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">常勤1名</p> <p style="text-align: center;">保育士/児童指導員</p> </div>	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">常勤/非常勤 常勤換算1</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">保育士/児童指導員 看護師/理学療法士等</p> </div>	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">常勤換算1以上</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">理学療法士等 保育士 児童指導員等 その他従業者</p> </div>


13

## 専門的支援体制加算

人員配置基準に加えて、理学療法士等、保育士・児童指導員となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある保育士・児童指導員を、**常勤換算で1以上**配置すると届出た場合に算定できる加算です。

対象職種	
理学療法士等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法士</li> <li>・作業療法士</li> <li>・言語聴覚士</li> <li>・保育士となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある保育士</li> <li>・別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員</li> </ul>
児童指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員となつてから児童福祉事業で5年以上実務経験がある児童指導員</li> </ul>

14




児童発達支援と放課後等デイサービスで加算の対象となる職種が異なっており、**放課後等デイサービスでは、児童福祉事業で5年以上の実務経験のある保育士・児童指導員であっても加算の対象職員とはなりません。**

5年以上とは、保育士又は児童指導員の資格を取得してからの実務経験が5年(900日)以上を指します。

児童指導員等加配加算と重複して算定する場合、人員配置基準に加えて、いずれも**常勤換算で、児童指導員等加配加算対象職種で1、さらに専門的支援加算対象職種で1の職員配置が必要**となります。

GIFU CITY

15



## 児童指導員等加配加算と 専門的支援体制加算の併用例

<p>基準人員(定員10名)</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">           常勤1名 保育士         </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">           常勤換算1 児童指導員         </div>	<p>児童指導員等 加配加算</p> <p>児童発達支援及び 放課後等デイ サービスで加算</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">           常勤換算1以上 児童指導員         </div>	<p>専門的支援 体制加算</p> <p><b>児童発達支援 のみ加算</b></p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">           常勤換算1以上 5年以上保育士         </div>
---	--	--

GIFU CITY

16





## 福祉専門職員配置等加算

直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち、次の要件のいずれかを満たす配置をすると届出た場合に、算定できる加算です。

常勤の児童指導員等のうち、有資格者(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士)の割合が100分の35以上(Ⅰ型)、または100分の25以上(Ⅱ型)

保育士・児童指導員等のうち、常勤配置されている割合が**100分の75以上**、または、保育士・児童指導員等のうち、**3年以上**従事している常勤職員の割合が**100分の30以上**(Ⅲ型)

Ⅲ型の3年以上は、当該事業所(同一法人の別事業所も含む)で勤務した年数を指します。

GIFU CITY

17



## 児童発達支援管理責任者欠如減算

児童発達支援管理責任者を1名配置していない場合、児童発達支援管理責任者欠如減算を受けます。この減算は、事業所の全利用者が対象です。児発管が補充されるまで、**児童指導員等加配加算など、従業者の員数の充足を前提とする加算は算定できません。**

減算適用月 1月目から4月目	所定単位数の <b>70%</b> を算定
減算適用月 5月目以降	所定単位数の <b>50%</b> を算定

GIFU CITY

18

例	7月1日	児発管不在 → 市へ届出 児童指導員等加配加算など 加算不可 新規利用者受け入れ不可
	9月1日	児発管欠如減算適用開始 → 市へ届出
	9月15日	児童指導員等加配加算など、 児発管補充の月の15日前に市へ届出
	10月1日	児発管補充 → 市へ届出 児童指導員等加配加算など 加算開始 新規利用者受け入れ可能  ※児発管欠如減算は10月中継続します。 児発管欠如の解消された月までが 減算の対象であり、9月中に解消され た場合は9月30日に減算終了します。
	10月31日	児発管欠如減算適用終了

19

## 各種記録について

加算の要件として、様々な記録を残すことが求められています。実地指導でたびたび指摘している事項ですので、特に注意してください。

例	<p><b>処遇改善加算</b> 研修計画、研修を行った記録、職員への周知の記録が残されていない</p> <p><b>欠席時対応加算</b> 欠席の連絡を受けた際、いつ誰が受けたかの記録、欠席する児童の状況を聞き取った記録、次回の利用案内をした記録が残されていない</p>
---	--

20